

(様式第1号)

平成27年度第4回芦屋市総合計画審議会 会議録

日 時	平成27年8月28日(金) 19:00 ~ 21:00
場 所	芦屋市役所南館4階 第1委員会室
出席者	会 長 林 昌 彦 副 会 長 今 川 晃 委 員 工 藤 和 美, 上 月 敏 子, 寺 見 陽 子 寺 前 尊 文, 徳 田 直 彦, 福 井 美 奈 子 内 山 忠 一, 野 村 智 子, 堀 晃 二 栗 井 泰 行, 西 村 京 市側出席者 佐 藤 徳 治 (副市長) 北 川 加 津 美 (市民生活部長) 寺 本 慎 児 (福祉部長) 辻 正 彦 (都市建設部長) 山 城 勝 (都市建設部参事(都市計画・開発事業担当部長)) 青 田 悟 朗 (上下水道部長) 北 野 章 (学校教育部長)
欠 席 者	委 員 小 田 脩 造
事 務 局	米 原 登 己 子 (企画部長) 稗 田 康 晴 (企画部主幹(総合政策担当課長)) 吉 泉 里 志 (政策推進課主査) 橋 詰 清 一 朗, 松 原 良 (政策推進課係員) 平 野 誠 也, 細 木 翼 (コンサルタント)
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶

3 議 事

- (1) 委員出席状況報告・会議の成立報告
- (2) 署名委員の指名
- (3) 議 題
 - ア 前回の会議録について
 - イ 後期基本計画（原案）【第3章】について
 - ウ その他

4 閉 会

2 配布資料

次第

配席図・委員名簿

前回会議録

委員からの提出意見

3 審議経過

(林 会長) 定刻となりましたので、ただ今より、第4回芦屋市総合計画審議会を始めます。本日の議題は、暮らしに関わる第3章です。2時間という時間ですが集中して協議を行いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議事に入る前にまず、会議の公開について確認したいと思います。事務局より説明をお願いします。

(事務局：稗田課長) 芦屋市情報公開条例第19条では、一定の条件の場合で委員の3分の2以上の多数により、非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。本日の議題につきましては特に非公開とするものはございませんので、公開することにしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

(林 会長) 説明にありましたように特段非公開にする理由は見当たらないため、公開にしたいということですが、いかがでしょうか。

(委員) 異議ありません。

(林 会長) 皆様の了解をいただきましたので、公開とさせていただきます。

これより会議の傍聴を認めたいと思います。傍聴者はいらっしゃいますか。

(事務局：稗田課長) 本日、傍聴者はおられません。

次第3 議事(1) 委員出席状況報告・会議の成立報告

(林 会長) それでは、これより議事(次第3)に入りますが、まず本審議会の成立要件の確認をしますので事務局より報告をお願いします。

(事務局：稗田課長) 審議会規則第3条第2項で「審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。」とされています。本日は、小田委員が欠席で、現時点で委員14名中13名がご出席ですので、この会議は成立しております。

(林 会長) 説明にありましたように本審議会は成立していますので審議に入ります。

次第3 議事(2) 署名委員の指名

(林 会長) 続いて、本日の会議録の署名委員の指名をさせていただきます。配席順に2名ずつとしていますので、寺見委員、徳田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次第3 議事(3) ア 前回の会議録について

(林 会長) 事務局より、説明をお願いします。

(事務局：稗田課長) 前回の会議録につきまして、会議終了後会議録の案を作ったものを、各委員に送付して確認いただきました。その内容を反映したものをお手元にお配りしています。内容について特に問題なければ、これで確定したいと思います。

(林 会長) 机上有る会議録をご確認いただきたいと思います。ご意見、ご質問はありませんか。

(委員) 異議ありません。

(林 会長) それでは、前回お願いした署名委員である、工藤委員、寺前委員には、本日の会議終了後に署名をお願いします。

次第3 議事(3) イ 後期基本計画(原案)【第3章】について

(林 会長) 本日は後期基本計画(原案)第3章について、議論いただきます。事務局の説明の後、P.80以降の、「目標とする10年後の芦屋の姿」の施策目標10から順に進めていきます。基本構想の関連箇所について、事務局より簡単に説明をお願いします。

(事務局：稗田課長) 説明に先立ちまして、林会長と本日欠席の小田委員から、事前に文書でいただいたご意見を本日配布しています。また、第2回、第3回の審議項目に対して、粟井委員からも別途文書でご意見をいただいていますので、同様に配布しています。

「第4次芦屋市総合計画」第3章に沿って説明(省略)

なお、本日施策に関連する担当職員が出席しているので紹介します。北川市民生活部長、寺本福祉部長、辻都市建設部長、山城都市計画・開発事業担当部長、青田上下水道部長、北野学校教育部長です。本日は事務局に加えまして、このメンバーで対応させていただきます。

(林 会長) まず、施策目標10について、一括して議論したいと思います。ご意見、ご質問をお願いします。

(西村委員) P.82の「2 前期の取組成果と後期の課題」の2行目に、「オープンガーデンの参加者は毎年増加しているものの、コンクールの参加者は30件前後でやや減少傾向にあります」とありますが、これはオープンガーデンが、既に市民に認知されている証しだと思います。認知されたことで、コンクールは役目を終えたと考えています。指標にも入っていないので、よい感じだと思います。

P.84の「10-2-1」の「重点取組」の③「芦屋川両岸等の無電柱化の整備を行うとともに、景観計画を主体とした無電柱化整備計画を検討します」についてです。確かに、景観という意味

では無電柱化は納得できますが、インフラ整備の観点からは、地中に埋めてしまうと目に見えないことで、不都合な箇所に気づくことに時間がかかると思います。その分、至急に対応することができず、被害が大きくなり余分にお金がかかるのではないかと懸念します。市民の考え方として、そのように思います。「見えている方が簡単に直せる」と思っているのです、そのほうが安心に思えます。そうでないのであれば、行政の見解を教えてくださいと思います。

(市側：辻部長) 無電柱化について説明します。ただ今ご指摘いただいたように、地中線はどこが断線しているかが分かりにくいです。そのデメリットを解消するためにセンサーが開発されており、今後は、どこで断線しているかが分かるようになります。阪神・淡路大震災でもそうでしたが、断線は、地下の構造物が液状化したことが大きな要因になっています。液状化対策をすることで断線数が減少することが分かってきましたので、その対策と併せて、無電柱化を行うよう考えています。また、阪神・淡路大震災でもそうでしたが、地中線と架空線では、架空線のほうが断線率が大幅に高いです。電柱は倒壊する恐れがあるため、防災面でもデメリットがあります。無電柱化によって倒壊の危険性もなくなります。このような、防災面と景観面の両面から、無電柱化を進めたいと考えています。

(西村委員) ありがとうございます。そのような情報は市民に見えるようになってますか。

(市側：辻部長) PR不足だったと反省しています。今後は、PRを強化していきたいと思います。

(西村委員) よろしくをお願いします。

(工藤委員) P.84の「10-2-1」の「重点取組」の③の同じ部分ですが、「景観計画を主体とした」と書いてしまうと、「景観のためだけにやる」ととらえられて誤解を招きやすいです。景観と防災の両面でメリットがあることを書いたほうがよいと思います。

(内山委員) P.84の「10-2-1」の「重点取組」の③は、冒頭に「美しい景観を形成するために」とあり、これを目的として無電柱化することが記載されています。ただ今の工藤委員のご意見は、市の考え方と異なると思いますが、いかがですか。

(工藤委員) 両面あると思います。景観を守ることが安全・安心につながるというニュアンスは出てきていますが、それがもっと分かるように伝えなければ、誤解が生じます。

(市側：佐藤副市長) 前後の強弱をつけて、両方を表現するよう工夫します。

(徳田委員) それに関連してですが、無電柱化のコストは架空線の10倍です。家の裏側への配線や、ヨーロッパで行っている軒裏配線などは比較的lowコストだと思いますが。共同溝のためには道路幅も一定以上必要です。市長が、「芦屋は地中化を目指す」と言われていますが、その裏には莫大な税金の投入が必要です。その辺りの兼ね合いで、ポイントを絞ってうまく表現しなければ、市民が「道路幅が4メートルのところでも地中化してくれる」と期待してしまい、大変なことになりそうです。

(市側：辻部長) ケースバイケースですが、電線共同溝方式ですと1m当たり35万円かかると言われています。これではなかなか無電柱化ができないため、経済産業省は、1m当たり8万円のできる直埋め方式という低コストのタイプを検討しています。国もコストの問題意識をもっており、今後下げる方向で考えています。われわれも研究したいと思っています。

(林 会長) 『第7次電線類地中化計画』に基づき」と記載されているため、計画時点で当然のことながら、コスト・ベネフィットの観点で「無電柱化によって、どの地区の景観をより高めるのか」を検討していると思います。それを前提としたうえでの文章だと思います。第3章は「まちなみ」に関する部分ですが、安全を無視したまちなみはあり得ません。ぜひ、防災の観点も加筆していただくよう、お願いします。

(内山委員) P.84の「2 前期の取組成果と後期の課題」の5行目に、「独

自の屋外広告物条例を制定します」とありますが、どの程度のものと考えていますか。点滅ネオンは緊急のためのものとして、医者と薬局しか認めないと聞いています。そのようなところまでは踏み込まないと思いますが、条例のイメージを教えてください。

(市側：山城部長) 屋外広告物条例は、平成27年12月議会に上程すべく先日までパブリックコメント等を行い、事業者や市民への周知を図っているところです。内容は大きなところで言うと、ビルの屋上にある広告は認めません。ビルの横に突き出した看板は、一定の範囲の高さまでは認めますが、ほぼ禁止します。大きさや色の制限もかけており、真っ赤など使えない色を指定しています。京都市は、非常に厳しい屋外広告物条例を施行しています。芦屋市も厳しい制限をかけられるような条例を作りたいと思っています。議会上程後、来年4月1日施行予定です。

ネオンは禁止するよう、考えています。

(内山委員) 突き出し看板で、支柱は自分の敷地の中に立っていても本体が歩道上に出ているという気になるものが見受けられます。それが本当に安全なものかどうか疑問です。公共のものは非常に安全に気を使って作っていると思いますが、民間で10センチメートルくらいのパイプを立てて、その上に大きな看板が出ているものがあります。今後阪神に震災が来ないとも限らないことを考え、条例で、道路への突き出しを防ぐようなものができるのでしょうか。

(市側：山城部長) 現在、突き出し看板で許可ができるのは、「地面から2.5メートル以上4.5メートル未満」となっています。今回、原則的に規制をかけようとしているのは、内山委員からご指摘があったように、会社でも個人でも、看板の維持管理ができていないものに対してです。最近、札幌市で、突き出し看板が落下する事故がありました。特に、このような事故がないよう配慮する意味も含めて、条例を作りたいと考えています。

(市側：佐藤副市長) これは新しい考え方で、施設管理者の責任を求めるものです。

(内山委員) 突き出るのはよいのですか。

(市側：山城部長) 公道上に出ることは許可していません。

(市側：佐藤副市長) 既に、県の屋外広告物条例の範囲外になっていると思います。

今回の芦屋市独自の条例では、突き出しを規制しており、許可物以外は5年以内の撤去を求めることができます。県の許可を得ているものは最大10年の猶予期間がありますが、芦屋市としては強弱をつけて施行することを考えています。

(福井委員) 4月から施行の屋外広告物条例は、全国一厳しい京都市にならってとのことですが、市全体としても、規制によって景観の美しさが実感できることを心から望んでいます。そのため、P.84の「10-2-1」の指標の「市民アンケートで、地域におけるまちなみ等の景観の美しさに関して『かなり良い』と答えた市民の割合」のめざす値は、もっと高くてもよいと思います。

P.84だけでも「芦屋らしい」という文言が3か所出てきます。議会でも「何をもって芦屋らしいとするか。受け取り方もそれぞれで、決まったものは難しい」ということがよく議論されます。「芦屋らしい」は、P.103にも出てきます。気になりましたので、感想として申し上げます。

(林 会長) 枕詞のように使っているという印象もあります。

(市側：佐藤副市長) 市民の数だけ芦屋らしさはあると言ってもよいほど、多様性があり、概念の明文化は難しいです。一度整理したいと思いますが、非常に難しいです。

(徳田委員) 福井委員は、P.84の「10-2-1」の指標の「芦屋市屋外広告物条例の適用において既存不適格になる広告物の割合」のめざす値も、もっと厳しくしてほしいと言われたのですか。

(福井委員) それもそうだと思いますが、私は、どちらかと言うと「市民アンケートで、地域におけるまちなみ等の景観の美しさに関して『かなり良い』と答えた市民の割合」のことを言いました。

(徳田委員) 私は、「芦屋市屋外広告物条例の適用において既存不適格になる広告物の割合」のめざす値も、もっと厳しくしてほしいです。京都市は、猶予期間は10年ですか。

(市側：佐藤副市長)京都市も、猶予期間は5年です

(徳田委員) 既存不適格が出ることも覚悟の上で罰則を設けて推進してきているため、めざす値の「20%」は甘いです。まちとして差別化が必要なので、もっと低い数値を目指してほしいと思います。

P.82の「2 前期の取組成果と後期の課題」の文言についてです。市の緑化の施策で日常的に見られることとして、市民から「落葉が激しい木は剪定してほしい」という要望があることから、生長点を刈ってしまい、大木にならないような剪定の仕方を行っています。一方では、緑を守るという観点から、「なぜ木を切るのか」と言われます。その狭間に立って、ケースバイケースで対応していますが、市長が庭園都市宣言をしていることもあり、どちらの方向性でいくのかを市民に問うべきではないかと思いません。シンガポールのように、森の中に都市があるようなものを目指すのか、または箱庭的に盆栽的な緑のあるまちを目指すのか、方向性を1つきちんと定めるべきだと思います。清掃も大変だと思いますが、剪定で生長点を切るのはよくないと思うので、そのような方向性を目指してほしい気持ちがあります。市民の考え方が分からないのであれば、アンケート調査を実施するなどして方向性を決めなければ、計画にうたえないと思います。今後、検討いただきたいと思います。

(市側：辻部長) ご指摘の点は、われわれも苦勞しています。基本的に公園樹はほとんど切らないこととしています。街路樹は、信号を隠したり電線に被ってきたりなどの問題があるため、できるだけ強剪定にして、3年後くらいに街路としての景観が整うように考えています。ただし、ご指摘のように市民からは、「もっと切してほしい」という要望が出ていることから、切り過ぎている現状があるため、検討させていただきます。

(野村委員) P.82の「10-1-1」の「重点取組」の①のオープンガーデンの参加者についてです。たまたま昨日、ホームページに来庁者アンケートがアップされていたため見てみると、ある1人の人

が、「オープンガーデンの式典がぐだぐだ。庭自体も残念なものがある」という意見を述べていました。1人の意見であり、私も式典を見ていないので、これだけを取り上げるのが妥当かどうか分かりませんが、オープンガーデンについては、参加を呼び掛けるだけでなく、イベントの質を上げる姿勢を見せることも、市の取組として取り上げてはどうかと思います。

P.82の「10-1-1」の「重点取組」の②は、文章の意味がよく分かりません。「市街地における公園や緑地の更なるネットワーク形成」とは、何のことですか。

P.84の「2 前期の取組成果と後期の課題」の下から3行目に「南芦屋浜地区における良好な景観の形成」とありますが、南芦屋浜地区を特段取り上げるのは、なぜですか。

P.84の「10-2-1」の指標の「市民アンケートで、地域におけるまちなみ等の景観の美しさに関して『かなり良い』と答えた市民の割合」のめざす値は、もっと上げたほうがよいと思います。

「芦屋市屋外広告物条例の適用において既存不適格になる広告物の割合」のめざす値は、経年の設備更新で自然に下がっていく方向だと思うので、もっと下を目指すのがよいと思います。

P.84の「10-2-1」の指標の「まちづくり協定の数」のめざす値は、協定作成過程で地域力もアップしていくと思うので、市としてもっとバックアップして、もっと上を目指すのがよいと思います。

(市側：辻部長)

オープンガーデンは、確かに質を高めることが重要です。めざす値は「125」ですが、将来的には、5月になったら市民全員に花を飾っていただくことを目指しています。今は、皆に飾ってもらうことを目指していることから、気軽に参加していただくよう呼び掛けています。質については、今後の課題として受け留めさせていただきます。

「市街地における公園や緑地の更なるネットワーク形成」につ

いては、公園は、総合公園から身近な公園まで順番に位置付けており、それらが有機的に機能することを意図して記載しています。分かりにくいため、文言を検討します。

(林 会長) そういうことであれば、「ネットワーク」という文言は、使わないと思います。

(工藤委員) 公園と公園を実際につなぐというものだと思います。

(市側：辻部長) 実際に、そこまでできていないため、ふさわしい文言を検討します。

(市側：山城部長) 「南芦屋浜地区における良好な景観の形成」についてです。芦屋市街は景観地区として全市を指定しています。平成13年8月にまず南芦屋浜地区のみを景観地区に指定し、それ以外は平成21年に指定しました。南芦屋浜地区のみ、他の地区に先行してモデル地区として、景観に取り組んできています。そのような意味から、このような表現にしています。

指標の「まちづくり協定の数」は、自治会や地区の住民が主体となってまちづくりを進めていることが分かる指標です。もっと上を目指すほうがよいというご意見はお聞きさせていただきたいと思います。

(内山委員) 緑は非常によいことだと思います。ただし、芦屋市で緑と言うと、ほとんどは民地です。適切に手入れされている緑ならよいのですが、生垣が側溝を超えて張り出して、三叉路や十字路で見通しがきかなくなっているところがあります。P.83の指標である「市内緑被率」が上がっていればよいということではなく、緑と交通安全の天秤を考えて推進していただきたいと思います。民地の生垣を市が刈り込むことはできないため、市民にお願いするしかありません。徳田委員からも、「落葉が多い」というご意見がありました。春先は、市の中心地で張り出した生垣からたくさん葉が落ちています。市民に協力していただけるような努力をお願いします。

(工藤委員) 施策「10－1」では、「なぜ緑を守るのか」が薄いように思い

ます。環境が守られて植生が安定していれば、保水率や地盤が安定し、都心部の温暖化もコントロールできます。阪神淡路大震災では、公園の緑によって火災が止まったということもあり、緑は、いわゆるナチュラル・キャピタルとしての財産にもなります。しかし、これは人工的な自然なので維持管理が必要です。自分が住んでいるところに関わるという責任をもつことが必要ということが理解できる書き方が必要です。そのようなことから、刈り込みや落ち葉の掃除が必要であり、維持管理することが財産になるということが理解できる文言があればよいと思います。

(徳田委員)

緑に関しては、現在掲げている指標は、市民にお願いすることばかりです。市として目指す方向性を書くなら、例えば、市民1人当たりの緑地公園面積を他市の2倍にする、それはなかなか難しいでしょうから、せめて現状より2～3%上げるなどはいかがでしょうかと思います。そのために、市の公有地取得が必要になるかもしれません。土地の有効利用については様々な事業で出てきます。本来は、行政として緑の地域の保有率を考えるべきだと思います。後期計画の次の10年の計画では、そのようなことまで踏み込んで考えていただきたいと思います。

(市側：辻部長)

「市民1人当たり緑地公園面積」は、条例上は11㎡で規定されています。現状は、公園のみで6.3㎡、霊園を含めると7.2㎡、すべて入れても9.0㎡で、まだまだ足りません。公園を増やすことは、ハードルが高いですが、前向きに考えたいと思います。

(堀委員)

芦屋市の現状を見ると、公園の%を上げるのは無理だと思います。緑の維持管理についても、今は行政より市民が頑張っているから維持できています。今後、行政が力を増やすのかどうかだと思います。現実的に道路にはみ出している植木に困っています。

(寺見委員)

芦屋市は、真面目な方が多いようで、「守る、作る、育てる」ことを一生懸命しようとされていますが、さらに「楽しむ」という視点があってもよいと思います。「楽しむ」ことが、皆が様々なことに取り組むことへのエンカレッジになるような施策を作っ

てはどうかと思います。例えば、芦屋の美しい景観の写真展や絵画展などはどうでしょうか。その作品を市の会議室や1階の市民広場に飾っていただければ、われわれも会議しやすいです。芦屋の景観展が常に行われていれば、「芦屋市にこんなところがあるなら、今度行ってみたい」、「自分の家の近所も写真や絵にした」と思われるかもしれません。このような相互作用が起こるような施策があってもよいと思います。

(市側：辻部長) 参加者が少ないのですが、「花と緑のコンクール」を行っています。応募作品である写真には様々な工夫がなされているものもあり、表彰式に集まった方々が情報交換をしています。ただ今のご意見もその通りだと思いますので、もっと広げるように考えていきます。

(寺見委員) 「花と緑のコンクール」は、写真や絵ではなく、実物を出すものだと思っていました。実物を出すものもあってもよいと思います。それが、よい意味での各地区の競争や誇りにつながればよいと思います。

(徳田委員) スタンプラリーはどうでしょうか。

(堀委員) 花なので、時期が難しいです。春先によいと思っても、5月頃になると花の種類も咲き具合も変わってきます。かなり難しいです。

(市側：佐藤副市長) 山川草木でいきます。

(寺見委員) 常に何か行っているというものを、アイデアとして出せばよいと思います。海外のある市では、ポプラが多く、歩くと滑るくらいの落ち葉のため、市が朝からバキュームカーで吸い取っていくそうです。参考までに、そのような方法も考えてみてはどうかと思います。

(林 会長) 緑だけでも様々な面があるので、本日のご意見を参考にして、中身を豊かにしていただきたいと思います。

施策目標11について、一括して議論したいと思います。ご意見、ご質問をお願いします。

(西村委員)

P.90の「11-2-1」の「重点取組」の③の「地域が主体となった取組が行えるように、美化活動への支援やごみ出しルールについて啓発等を推進します」についてです。私の近所のことしか分かりませんが、ごみ出しは、自治会に加入している人はきちんとしています。私は、自治会は市内全域にあると思っていましたが、この会議に参加して、自治会がないところもあると聞いて驚いています。自治会の強制加入は難しいかもしれませんが、加入してもらえるよう工夫が必要だと思います。多様性ある社会になって様々な国の人も入ってきており、ごみ出しのマナーを知らない人も現実におられます。それを地域の高齢者が、何も言わずにきれいにしており、よい人ばかりに負担を押し付けてよいのかと思います。自治会の強制加入はできないのかということ、1つの意見として述べます。

(市側：北川部長)

ごみ出しのマナーについて、「一部に負担が偏っている」というご意見だと思います。これについては市民からも意見が出ており、春に全戸にガイドブックを配布しました。自治会や地域で約10人のメンバーを募り、皆で考えてもらって作ったガイドブックです。その中でも、「一部に負担が偏っている」という意見は出ていました。「ワンルームに住む若い単身者が、われわれがきれいにした後に平気でごみを置いていく」などの例を話されていました。全戸に配布していますが、特にそのような方々に読んでもらい、少しでも役に立てればという気持ちで配布しています。

(西村委員)

市としても頑張っていることを感じますが、行政だけ頑張っても仕方ありません。市民、自治会レベルで、そのような声が高まるとよいと思います。市から「掃除をしましょう」などの啓発ができないかと思います。落ち葉の季節には、行政だけがするのではなく、市に、地域の人が自分たちの健康のためにも掃除するという仕掛けづくりをしてもらえれば、もっと行動的な市民が増えると思います。1つの意見です。

(栗井委員)

私の地域でも、まちの人が掃除する機会がありますが、掃除し

ない人もいると聞きます。「掃除前後でこれだけ雰囲気が変わっている」ということを市民全員に伝える機会があれば、活動に参加する人が増えるのではないかと思います。行政がやることだけでなく、市民がしたこと、市民全員に紹介して周知すればよいと思います。

P.90の「2 前期の取組成果と後期の課題」の下から4行目の「市外から来た人にも守ってもらう必要があること」についてです。私も芦屋市を歩いていると、たばこが道に捨てられているのを見掛けます。市外の人が捨てている可能性もあると思います。指標化は難しいかもしれませんが、P.91の指標は市内の人に向けた指標なので、市外の人向けの目標もあれば、分かりやすいと思います。

(市側：北川部長) ごみ掃除の関係では、2年前から「芦屋わがまちクリーン作戦」として地域で掃除をしています。1年半前から、学校や事業者にも参加していただくよう呼びかけて、芦屋川の掃除をしており、何百人もの人に参加していただいています。われわれとしては、発信しているつもりですが、届いていない現状があるため、皆様に分かりやすいような工夫をしたいと考えています。

マナーの関係では、マナーの計画を作っており、芦屋市の4駅の構内と周辺エリアはすべてたばこ禁止としています。われわれも啓発しているため、市内の人はある程度理解していただいています。市外の人、特に4つの駅から降りてくる人は、約7割の人が「たばこ禁止を知らなかった」ということでした。そのような方々にどのように啓発するかが課題だと認識しており、駅構内と周辺エリアが禁煙であることが分かるようなポスターを工夫しているところです。

(徳田委員) マナー条例に限らず、禁煙区域を設定している市はあります。三宮駅周辺も全面的に禁煙です。西宮市、尼崎市、大阪市もすべて同様だと思います。そのようなデータをもちながら、知らない人に遠慮する必要はないと思います。今は、大抵の都市部で、

駅周辺は禁煙だと思いますが、他市の状況はいかがですか。

(市側：佐藤副市長) まだまばらです。横浜市では、十分な周知をせずに罰金を科したことで、裁判で負けています。芦屋市も、相当力を入れて市外から来る人に啓発活動を行っています。屋外広告物の関係で、のぼりを立てることはできません。うちわなら、イベント毎に配ることができますし、市外からの人にも、持ち帰ってもらうことができますので、効果を拡大できるのではないかと考えています。ご指摘のように、遠慮する必要はありませんが、周知不足の指摘を受けた自治体が他にもあるため、慎重に対処していきたいと思っています。

(徳田委員) 警察には現場に至るまで、マナー条例を周知してほしいです。芦屋市はロケット花火の規制が21時までですが、西宮市は22時までと、市によって異なります。市外からの人もいますし、久しぶりに帰省してくる人もいますので仕方ありませんが、本来なら横並びで同じ時間にしたほうが安心です。われわれが通報することもあります。現場の警察官もマナー条例を知らないことがあります。警察のトップだけが情報を知っているのではなく、現場で、「芦屋市のマナー条例ではこうなっている」と具体的に説明できなければ、意味がありません。行政団体の知るべきところが、きちんと情報を知っている状態になるよう情報交換を密にしていたきたいと思います。

(市側：北川部長) すそ野を広げるということですね。

(野村委員) 「駅周辺は禁煙」というより、「ここだけは喫煙できる」という周知の仕方のほうが分かりやすいと思います。「周辺」と言われても、どの範囲かが分かりにくいです。喫煙できる場所を示すほうが、効果的だと思います。

P.89の、「11-1-1」の指標の「市民アンケートによる日常生活の中で環境に配慮した行動を実践している人の割合」は、取組を発案されていて、あと5年もあるので、もう少し上を目指したほうがよいと思います。

(林 会長) 先ほどのご意見は、喫煙できる場所を作って、そこに誘導するということですか。

(野村委員) 駅周辺には、必ず喫煙場所があるので、そこを示すということです。

(市側：北川部長) 喫煙スペースがあるため、そこへの誘導の仕方になります。そのような視点で啓発しているかどうかというと、確かに、喫煙場所をクローズアップした周知はしていません。

(野村委員) 喫煙者にとっては、そのほうがありがたいと思います。

(市側：佐藤副市長) 野村委員の意見は正しいと思います。誘導できるよう、工夫します。

(内山委員) 野村委員のご意見に賛成です。阪神の西宮駅を降りると喫煙可能な場所を示した地図があります。そのようなものは、芦屋市の駅にはないと思います。喫煙可能な場所を示す情報提供なら、かなり誘導できると思います。今は、北側にしか喫煙場所がありません。以前は南側にもありましたが、今はありません。喫煙禁止区域がどこまでなのかは、正直なところ分かりません。市民は、何となく分かるかもしれませんが、市外から来る人は駅を出ればよいと思うかもしれませんが、分かりやすい表示をすることが大事です。

(工藤委員) 「11-1-1」の指標の「年間ごみ焼却量」を、311.3kg/人から277.1kg/人に減少させるということですが、この数値は、今までの流れからいくと、このくらいを達成できるだろうという見込みですか。どのような取組を行って減らそうとしているのかが、分かりません。

(市側：北川部長) 廃棄物に関しては10年計画があります。今年が5年目になるため、向こう5年間の見直しをすることとしています。最初の5年間の減量については計画を立てていますが、今後どうするかは計画上まだ白紙の状態です。国も同じ状況です。ただし、資料から計算で出した「277.1」という数値はあるため、それを記載しています。今年計画の見直しを行うため、めざす値は見直し後の数

値を置くこととしています。現時点では白紙ですが、年度内には分かる見通しです。

(工藤委員) 傾向としては、減ってきているのですか。

(市側：北川部長) 減っています。

(工藤委員) それは、分別によって減っているのですか。どのような取組が減量につながっているのかが知りたいです。

(市側：北川部長) もっとも大きいのは、社会情勢による影響だと思います。「ごみを減らす」という意識が市民の意識や生活に根付いてきていると思います。平成26年度の本市独自の取組によって、過去5年間より若干多く減少しました。通常、家庭のごみは回収に回りますが、今までも、「一般ごみも焼却センターに持ち込んでもよい」となっており、事前の予約なく一般の人が車で持ち込む他、業者も持ち込んでいました。それを、平成26年度から予約制にしたことで、住所、氏名などの記載が必要になることもあり、持ち込み分の量が減りました。

(工藤委員) それが、P.89の「重点取組」の③、④なのですね。

(市側：北川部長) その通りです。

(林 会長) 「11-1-1」の指標の「年間ごみ焼却量」は、事業系と家庭系を合わせた数値ですか。

(市側：北川部長) その通りです。事業系ごみは収集しませんが、お金を払って業者が取りに来ています。焼却は一緒にします。

(林 会長) 一緒になっていると、家庭から出るごみがどのくらい減っているかが分かりません。

(工藤委員) どのような努力をして、どのくらい減らそうとしているのか、流れが見えません。

(市側：北川部長) 事業系については現在作業中で、今のところは分かりませんが、事業者には指導や啓発をしているものの事業者が一般のごみステーションに出している現状があります。お金を支払ってごみを出しているのではなく、不正に一般ごみとして出していないかどうかを絞り込んで調査しており、結果が分かるのは来年度になり

ます。事業系についても、適正な処理が推進できるよう取組を行っているところです。

(林 会長) データとして、事業系と家庭ごみを分けることはできますか。

(市側：北川部長) 数値は分かれています。

(林 会長) そうであれば、「11-1-1」の指標の「年間ごみ焼却量」は、家庭ごみと事業系で分けて記載したほうが、市民には分かりやすいです。

(工藤委員) 両者を1つの中に入れるのではなく、市民自身の努力が分かるようにして、また、事業系も努力していただきたいということが分かるようにしたほうがよいです。

(市側：佐藤副市長) 指標を、家庭ごみと事業系で分別させていただきます。

(今川副会長) ごみは出す側が努力しなければ減りません。日本は全体的に過剰包装と言われていています。今は、本も帯だけのものもあります。再利用も増えてきましたが、店舗も、贈答品は別としても、家庭用の物は包装をできるだけ簡易にするなどの努力をしなければ、なかなか減らないと思います。店舗も経済的に助かると思いますが、そちらへの啓発はしないのですか。

(市側：北川部長) 事業系については、ごみ出しのマナーが悪いことへの啓発として、年に1回は必ず店舗を訪問して、啓発のチラシやパンフレットを配布しています。しかし、ご指摘のような減量に努めるという観点では啓発していませんでした。訪問はしているため、併せて啓発を進めたいと思います。

(福井委員) P.89の「11-1-1」の「重点取組」の③「持ち去り防止パトロール実施の効果を検証し」についてです。近年ごみステーションから持ち去ることが条例で禁止されています。これによって再生資源が増えたという効果が出ていると聞いていますが、どの程度増えていますか。もし数値化できるなら、その情報もあればよいと思います。

(市側：北川部長) 数値化は難しいです。缶やビンの総量は分かっていますが、持ち去り部分だけを抜き出すのは困難です。

(福井委員) 分かりました。

(林 会長) 施策目標12について、一括して議論したいと思います。ご意見、ご質問をお願いします。

(上月委員) P.94の「2 前期の取組成果と後期の課題」の6行目の「自転車利用者の交通ルール遵守意識は十分に浸透しておらず」という反省から、「12-1-1」の重点取組の②で「子どもに対する交通安全教室の内容を見直し、生活環境に即した内容に改善する」とあります。小学1年生と4年生、幼稚園の子どもに対して、毎年交通安全教室を行っています。行政や警察の力も得ながら安全な歩行や自転車の乗り方を定着させることを目指していますが、実際に放課後など自宅に帰ってから守られているかという点、決してそうではありません。私も交通事故を何度も見聞きしています。知識として知っていることも重要ですが、児童生徒が、主体的に自分たちの問題として考えてより実践的に身に付けていく安全教育を行うには、どうすればよいか、課題です。見直しと改善のポイントとして、「生活環境に即した内容に改善する」とは、どのようなことですか。「交通安全教室」の内容をどのように見直そうと考えておられますか。

また、夏に、行政と共に各校区の通学路の危険箇所について、点検を行ってくださっていますが、各校区に特徴的な危険箇所や危険な事例があります。例えば、岩園小学校区のJRの幅広い踏切の渡り方、精道小学校区で43号線を横断する歩道橋の本来なら自転車を降りて渡るスロープを、乗ったままスピードを出して下りてくること、山手小学校区の入り組んだ細い道での自転車の使用などです。このような校区の危険箇所や事例、特徴に対応した交通安全教室は考えられますか。

P.94の指標「子どもの市内交通事故件数」における、子どもの範囲を教えてください。

(市側：北野部長) 交通安全教室の改善については、現在、歩行訓練と自転車教室を実施しています。歩行訓練は、地域を歩くことで、どこが危険

かを知識として得るという訓練ですが、さらに、場面設定をして「この場合は、どう行動すればよいか」を学ぶような工夫を加えています。外では、そのような訓練はしにくいため、体育館の中でシミュレーションをしています。例えば、障害物を立てて見通しの悪い箇所を作って、車や人がいる中を安全に渡るにはどうすればよいかなど、場面設定をして、子どもたちに考える機会を設け、子どもたちが「こうすれば危険」、「こうすれば安全」ということを体験的に学んだうえで道路に出るようにしています。

次に、自転車教室についてです。昨年、大きな交通事故があったことから、小学校4年生に実施していた自転車教室を中学生にまで拡大しています。中学生は、小学生のような実地訓練ということになりません。自転車についても罰則や新しいルールが加わっているため、中学生には、当面は、このことの周知が目標になると考えています。

地域の特徴についてです。芦屋市は、浜地区と山手地区で、交通量が違うことや、踏切を渡らなければならないことなど、子どもたちの通学環境がかなり異なります。歩行訓練もそうですが、地域の中でどこが危険かをピックアップすることが必要で、それに対して、どうすれば安全に通過できるかに特化して学んだうえで地域に出ていくことが、工夫として考えられます。

(市側：辻部長) P.94の指標「子どもの市内交通事故件数」の子どもの定義は、15歳以下です。

調整ができていませんし商品開発も未完成ですが、ゴーグル型で体験できるものがあります。あまり小さい子どもにはデメリットになるかもしれませんが、子どもが事故の間際の体験をすることで効果が出るのではないかということ、検証したいと思っています。

(堀委員) 実際に中学生が自転車を2人乗りして信号無視して、バスに衝突して亡くなった例があります。これを学校でどのようにしていくかは難しいと思います、今でも実際に自転車の2人乗りを見掛け

ます。

(内山委員)

「12-1」は、ほとんど自転車の話になっていますが、JR芦屋駅北の東西道路の駐車違反の問題が大きいです。市の管轄外なので、計画には記載できないかもしれませんが。乗用車が連なって駐車しているため、バスが動けず、右折レーンに入ってバスが走るしかありません。道幅が狭いので、そのために渋滞になります。駐車禁止ですが、実態として取り締まりがまったくできていないため、それならいっそ駐車可能にしたほうがよいと思います。市の施策としては書けないと思いますが、考えていただければと思います。西行きは右折レーンがあり、東行きは左折レーンがありますが、矢印が消えているため、特に東行きは、直進車が左折レーンに入ってしまったままです。市としてできることとして、右折レーンと左折レーンの表示をきちんとしていただきたいと思います。施策としての話ではありませんが、現実問題としてこのようなことがあるため、しっかり整備していただきたいと思います。

(徳田委員)

自転車についてです。これは市の総合計画なので、市でできることしか記載できないと思いますが、それはそれとして、市レベルでできることとして、公益社団法人ACジャパンなども活用して、自転車のマナーを徹底的に周知啓発していただきたいと思います。集中取り締まり週間や月間を実施するのもよいと思います。最近では自転車ブームで、大人もジャージを着て自転車に乗っている人が多いです。しかし、自転車に乗っている人は、あるときは交通弱者、あるときは軽車両となっており、歩行者として自転車を押して歩かなければならないところでも、信号が赤でも車が来ていなければ飛び出して行く人がいます。マナーがまったくありません。道路交通法が改正され、路側帯を逆走できなくなりましたが、それも知らず守っていません。そのような人は、交通安全教室や自治会でのイベントにも来ないと思います。このような人に対してどうすれば啓発できるかですが、1つの案としては、テ

レビCMで、大阪のおばさんが禁止区域で駐車して注意されるようになってくれたものや、海外のように強烈なインパクトのあるもので意識を持たせるなどが考えられます。市単独では難しいと思いますので、上部機関と諮って進めてはどうかと思います。意見として申し上げます。

(野村委員)

P.94についてです。各校区の危険地区はおおよそ決まっております、住民は分かっているところもあると思います。先ほど、交通安全教室でシミュレーションをする話があり、ありがたいと思います。その際に、危険地区の映像等を見せて、身近に危険な箇所があり、どのようにすれば回避できるかを子どもたちに伝えることもよいと思います。

P.96の「12-2-1」の重点取組の④に「施設の計画の際に参考となる施設案内等の整備マニュアルを作成します」とありますが、改修時に「施設案内等の整備マニュアル」がどのように関係するのかが分かりません。もっと内容がよく分かるような記載にしていきたいと思います。

P.97の指標「歩道切下げ部のバリアフリー化率」の平成26年度の現状値が「34.5%」ですが、以前にいただいた報告書では、平成22年度44.2%、平成25年度51.6%となっており、平成26年度に下がっているのが疑問です。何が違うのか分からないため、教えてください。

P.97の指標「公共建築物等のバリアフリー化率」は、もっと積極的に上げてよいと思います。

P.98の「12-3-1」の指標「防護柵の改修率」は、先ほどの報告書のP.65では、平成22年68.3%、平成25年76.3%ですが、平成26年度の現状値が「75.3%」と下がっています。なぜ数値が違っているのかを教えてください。また、このめざす値も、もっと上を目指してもよいと思います。

(市側：辻部長)

「歩道切下げ部のバリアフリー化率」についてです。新しく築造した道路があり分母が変わっていますが、新しく築造した道路

は基本的にバリアフリーになっているため、数値を確認します。

「防護柵の改修率」ですが、防護柵はそれほど新しく設置していませんが、分母が若干変わっているかもしれません。これも数値を確認します。

(市側：山城部長) P.96の「12-2-1」の重点取組の④の「施設案内等の整備マニュアル」についてですが、ここでは誘導の案内図を指しています。表現を分かりやすく工夫します。

(林 会長) 今の件ですが、「整備マニュアルを作成します」ということだけでなく、「マニュアルを使って何を整備するか」を書く必要があります。マニュアルを作成するのは、担当課の仕事であって、何のために作るかを記載することが必要です。

(西村委員) 「12-1」に関して、交通マナーについて意見を述べます。阪神打出駅で、学生が横一列に並んでだらだら歩いています。自転車の区分がされているにも関わらず、そのような歩き方なので、私のほうが、自転車の区分を歩かなければならない状況で、いつも怖い思いをしています。精道中学校の生徒はきちんとマナーを守っており、マナーが悪いのは市外の人に思えます。「旅の恥はかき捨て」というのが、学生のうちから身に付いていることは大変恥ずかしいことです。なぜそのような状況を、学校の先生は注意しないのかと何年も思っていました。ようやくこの場で言うことができました。学生へのマナー啓発の機会があれば、ぜひ行っていただきたいと思います。精道中学校の生徒はきちんとマナーを守っていることも、言うておきます。

(林 会長) 施策目標13について、一括して議論したいと思います。ご意見、ご質問をお願いします。

(工藤委員) P.102の「2 前期の取組成果と後期の課題」の下から6行目の、「中古住宅の流通促進や空き室問題などへの対応」についてですが、「空き室」とはマンションの空き室のことですか。P.103の「13-1-2」の「重点取組」の④では、「空き家について、現状を把握し」とあるのに「分譲マンションの空き家状況

調査を実施し」となっており、「2 前期の取組成果と後期の課題」の記述とも合わせて、何が問題でどうするのが分かりにくいのです。空き家問題として、分譲マンションの建て替え問題が大きくなるので、そこを重点的にやるということであれば、そのように分かりやすく記載したほうがよいと思います。そうではなく、空き家問題全般のことであれば、なぜマンションに限定するのか疑問です。

「13-1-2」の「重点取組」の③で「中古住宅のリフォーム改修の促進を図ります」とありますが、安全・安心や耐震改修などと絡めた施策なのですか。

P.104の「13-1-3」の指標「建替対象住宅居住者の転居割合」は、建替対象者が全員退去したということですか。それとも、市営住宅の建替で全員新しいところに転居して、事業が完了したということですか。

(林 会長) 空き家、空き室問題が何なのかという状況が分からないと、話が進まないため、そこから説明をお願いします。文言が何を意味しているかについても整理して説明をお願いします。

(市側：山城部長) 空き室についてですが、「特定空き家」は、現在芦屋市にはありませんし、今後もないと思っています。空き家が増えると、将来的にマンションの管理ができなくなり、良質な状態が保てなくなります。そのため、現状がどうかということを今回何らかの形で調査しようと考えています。

(工藤委員) 空き室とは、分譲マンションの空き室のことですか。

(市側：山城部長) そうです。

(工藤委員) それが分かりにくいです。P.103では「空き家」になっているので、混乱します。「中古住宅の流通促進や空き室問題などへの対応」というのが先に出ていますが、分譲マンションの空き室の問題があることも先に記載していただかなければ分かりません。

(市側：山城部長) 「13-1-2」の「重点取組」の③で「中古住宅のリフォーム改修の促進を図ります」については、耐震改修が含まれていま

す。

「13-1-3」の指標「建替対象住宅居住者の転居割合」の指標のめざす値の100%についてです。市営住宅ができて他からの移転が完了する時期として平成30年6月を目指しており、現在進めているところです。そのため、平成32年時点では、転居が完了しているものとして「100%」にしています。

(徳田委員) 　　ただ今の100%の数値は、当然の数字で誇るようなことではないため、ここに出す必要はないように思えます。

(市側：山城部長) 　指標自体を再度検討します。

(今川副会長) 　　「13-1」に関してですが、マンションの改修や建替については、NPOが頑張っている部分があります。芦屋市でも、以前市民提案制度があり、その際もNPOが問題提起をしていました。NPOとの連携はどうなっているのかと思っています。ネットワーク会議などもありますが、アドバイスは市の担当者がするのですか。NPOとの連携という視点のアプローチは何か考えておられますか。

(市側：山城部長) 　NPOに市が業務委託して、マンションのセミナーを行っており、昨年度は4回行いました。市内のマンションの管理組合の方々に集まっていただき、今後について様々な議論を行っていただきました。

(今川副会長) 　　資料を見ると、行政がすべてやらなければならないように感じますが、そのような民と民との関係で取り組むことも重要だと思います。

(林 会長) 　　個人の財産の話なので、「行政が関わることなのか」という誤解を生まないよう、慎重に文言を選ぶべきだと思います。

(内山委員) 　　P.103の「13-1-3」ですが、市内の市営住宅をすべてここにもってくるのですか。かつての市営住宅は、質より量を重視していて、建替時には必ず戸数を増やすことに重点を置いていました。建物は30～50年経つと、建替が必要になります。今回量を増やすというのであれば、将来的に建替ができるのかどうかと思

ますが、その辺りはいかがですか。

(市側：山城部長) 対象となるのは市内の市営住宅6団地です。高浜町に用地を確保しており、そこに新たに350戸の市営住宅を建設します。これは、市営住宅の将来的な建替などを記載した「芦屋市営住宅等ストック総合活用計画」の中の1つの事業として、展開するものです。

(市側：佐藤副市長) 今回、403戸を350戸に縮減します。管理コストを削減する方向です。市営住宅も老朽化が進んでおり、使っていない、使えない空き室がありますが、使用していなくても管理対象戸数に入ります。そのため、有効な戸数を計算したところ350戸となり、それを整備するという考えです。入居率で言うと、転居前後で100%から100%です。

(内山委員) 現在の入居戸数分を建て替えるということですね。従来の戸数から増やせという制限はないのですね。

(市側：佐藤副市長) 今はもうありません。本市や阪神間では、阪神・淡路大震災への対応として住戸を過剰に供給してきているため、約15年経過した時点で見直しを行い、このような計画になっています。

(市側：辻部長) 建替は、それぞれの計画の中で工夫を凝らすことになります。今回は何棟かに分けて建替を行います。1棟ずつ建て替えるか、駐車場など何も建っていないところに建てて、順次建替を進めるか、空き住宅を確保できれば、そこに一時的に移っていただいて一度に建て替えるかです。基本的に60年のサイクルで考えており、60年後に、その時の状況に応じて建替を行うことになります。

(市側：佐藤副市長) 50年後には芦屋市の人口が7万人という推計もあり、見通しが難しいです。

(内山委員) P.102の「2 前期の取組成果と後期の課題」の下から3行目にあるように、「住宅に困窮する市民に適切に住宅を供給する」をいかに図っていくかにかかってくると思います。

P.105の「2 前期の取組成果と後期の課題」の下から5行目

に「また、少子高齢化の進展に伴い、墓地の継承が困難になるという新たな課題」とありますが、これは実際に起こってきています。「先祖墓はいらない、夫婦墓にしよう」などが増えてきています。霊園でも、個人で管理できていない墓地が多くなっていますが、それをどのようにして整理するのかと思っています。無縁墓をどうするかは大きな問題です。今後、墓の需要はどうかを見極めながら対応していくべきだと思っています。

(林 会長) 墓地の計画はいつ頃策定するのですか。

(市側：北川部長) ご指摘があったように、墓の管理ができていないという課題がありますが、対応するとなると大きなものになります。そのため、納骨堂や埋蔵方法などについて市民ニーズを調査しながら、どのような埋葬方法がよいかを計画的に行っていきたいと考えています。継承できない墓地は、納骨堂だけでは解決できないと思います。現に、管理できていない墓地について繰り返し案内していますが、なかなか返事が返ってきません。案内回数を増やすなど、何らかの形で糸口を見つけてつながりをもつようにしていますが、抜本的な解決が難しいのが現状です。そのような中で、新しい埋葬方法を模索するという考え方が出てきています。

(内山委員) 昔は、「墓は抽選しないととてない」という状況で、金額も高価でした。今となってはごみの山です。先ほどお話があったように、連絡をつけようと思っても相手がいません。少子化によって、結婚しても、どちらかの家は、家も墓も不要になっていきます。このような状況なので、努力しても連絡が取れないのは仕方がないことです。非常に難しい問題なので、霊園の在り方は慎重に考えたほうがよいと思います。今後、墓地が増えて喜ぶ人はいないと思います。三条町に墓をもっていますが、そこも以前は増やせばすぐに墓碑が建てられていましたが、今区切りはあっても墓碑が建っていない箇所が目立つようになってきました。また、墓はあってもお参りされていないと思われるところも増えてきています。適正な量は量れない、難しい問題だと思います。

(市側：北川部長) 上物を建てる観点だけではなく、そのようなことも含めて検討していきたいと思います。

(林 会長) P.105の「2 前期の取組成果と後期の課題」では、「将来の見通しをもって慎重に検討する」ということが、伝わるような記載にしたほうがよいと思います。

(徳田委員) P.105の「2 前期の取組成果と後期の課題」の下から2行目にある、「計画的な施設の整備」は、焼却炉の更新のことですか。更新時期に来ているにも関わらず長寿命化でやっていることを市民にも知らせて、後期で行っていくということですか。それとも、焼却炉の更新はこの次の計画での実施になりますか。

(市側：北川部長) P.106の「13-2-2」の指標「ごみ処理施設の運営方針に既定する取組の進捗」に関わってきます。今の環境処理センターは、平成8年に建替えしています。ごみ焼却施設は、非常に寿命が短いです。焼却炉は15年で交換が必要で、周辺機械類は7～8年です。建物自体も15年が寿命です。そうすると平成23年が建替の時期になりますが、平成23年に、お金をかけて10年間延期することにしており、今のところ、平成32年が建替時期になります。この5年間でどこまでできるかですが、あまり時間がありません。焼却炉がもたなくなるため、この5年以内で決めることが必要です。

(徳田委員) 大きな課題なので、市民に明らかにして、分かりやすくしたほうがよいと思います。

P.106の「13-2-3」の「重点取組」の②の「南芦屋浜地区におけるまちづくりの課題」とは何ですか。小学校の件は決着がついています。もしそのことなら、寝た子を起こす話にならないかと懸念しています。まちづくりの課題が他にもあるのですか。

(市側：山城部長) 南芦屋浜地区では地元の人から様々な要望を聞いています。例えば、子どもの交通安全に関すること、「生活の利便性をもっと向上してほしい」、「教育施設用地に関して土地利用計画が定まってい」などです。それらに対応していくという意味で記載して

います。

(徳田委員) 1つは、27,000㎡の土地のこと、潮見小学校の通学路の安全対策のことですか。

(市側：山城部長) その通りです。

(徳田委員) 生活利便施設とは何ですか。

(市側：山城部長) 郵便局や郵貯銀行のATMなども含まれています。

(徳田委員) 土地のことは、非常にデリケートな問題なので、ぼかしておいてください。

(林 会長) 先ほどのP.106の「13-2-2」の指標「ごみ処理施設の運営方針に既定する取組の進捗」は、建替なら100%ですが、そうかといって建替でなければ70%、80%ということでもありません。これは指標としては意味がないので、削除したほうがよいと思います。

(内山委員) P.106の「13-2-3」の指標「(仮称)都市施設等の整備に関する基本方針」のめざす値が「策定」となっているのはおかしいです。どのようなお考えですか。

P.108の「2 前期の取組成果と後期の課題」の下から4行目からの部分ですが、最後に「JR芦屋駅南地区のまちづくりにおいて商業・業務施設の立地の誘導を進めていくことが必要です」とまとめられています。JR芦屋駅の北側の商業施設に空き店舗が多くオーバーストアの中で、南地区に商業施設をどこまで誘導するのかと思います。利便性から言えば、駅を挟んでいるため、南北にあればよいと思いますが、駅北がさらに衰退するのではないかと懸念されます。文言の問題ではなく考え方の問題で、十分検討して進めていくべきだと思います。

(野村委員) P.103の「13-1-1」の指標「まちづくり協定地区内の建築届出数」は、目的がよく分かりません。

同じく指標「新築住宅における認定長期優良住宅の割合」は、長期優良住宅に関して行政が利点をアドバイスするなど、何か取組をしているなら、指標として意味があると思いますが、してい

ないなら指標として掲げるのはおかしいと思います。

P.103の「13-1-2」の「重点取組」の①についてですが、このような「市内マンション管理組合のネットワーク会議」があることを初めて知りました。ネットワーク会議にどのようなメリットがあるのかが分からないため、指標として、「市内マンション管理組合のネットワーク会議に関する会員登録の割合」を掲げるの意味が伝わってきません。

P.106の「13-2-1」の4つの指標は漢字が多いですが、一般の人は、この指標を見ても、何がどうなるのかが分からないと思います。2番目と3番目の指標は、カッコ書きで「年度毎の更新管路延長／管路総延長」とあるため、年度毎に計画的に行っていくのだと思いますが、これもわざわざ指標にすべきことなのかどうかと疑問に思いました。

P.106の「13-2-3」の重点取組の②の南芦屋浜地区の件には、わざわざ南芦屋浜地区を取り上げて書く必要があるのかどうか疑問です。他の地区の人は、「なぜ南芦屋浜地区だけを取り上げるのか」と思うかもしれません。ここだけを重視する理由があるなら、それを記載したほうがよいと思います。

P.108の「13-3-1」の指標「新規起業のための創業塾受講者数」に関してですが、「芦屋市で起業すれば、このようなよいことがある」というPRしてはどうかと思います。それが「重点取組」にも記載されていれば、創業塾受講者ではなく、実際に起業した人の数を指標にできると思います。本当に起業しなければ意味がありません。それを誘導できるようなものが、重点取組に記載されればよいと思います。

P.109の「13-3-2」についてですが、長く住んでいるため、JR芦屋駅南地区周辺はいろいろあることは分かりますが、特にこの地区だけを取り上げて書く必要があるのかどうかと思います。

(徳田委員)

私もP.106の「13-2-3」の重点取組の②は、削除したほう

がよいと思います。通学路の問題はどこでもある話ですが、小学校用地の27,000㎡については、大変な問題に発展しかねません。なぜこの地区だけ要望が出てきたり不足しているのかと思います。実際には、三百数十億円をかけた総合公園や人工海浜などの施設があります。総合計画に盛り込むと、それが今後大きな足かせになります。北部から見れば、「南部ばかり公共施設があるのはなぜか」と思います。ATMの問題は確かに大きいですが、スポット的な地域の問題であり、他地域にもこれに類する問題はあります。ここの記述が気になります。

(市側：佐藤副市長) 教育施設用地の取得については、そこに問題が波及しないように工夫します。南芦屋浜地区を特別に取り上げているのは、南芦屋浜地区のまちの完了の時期が、総合計画の後期5年間とラップしているため、注力していることを表すためです。それが上手く表現できれば残すこととします。教育施設用地の取り扱いに関しては、現時点では何も決まっていなため、ここにも記載していません。そこに行く着く読み方がされないよう、留意します。

(徳田委員) 分かりました。

(市側：佐藤副市長) JR芦屋駅南地区については、阪神・淡路大震災前にあった開発計画の中で、震災後の財政状況の悪化により凍結してきた事情があります。このような大きな計画には、JR芦屋駅南地区の事業が常に出てきており、いよいよ後期5年の中で、事業認可の目途が立ってきました。表現は工夫しますが、特出ししたいと思います。

(林 会長) そのような背景が、読んで分かるような記載にさせていただくよう、お願いします。

(市側：山城部長) P.103の「13-1-1」の指標「まちづくり協定地区内の建築届出数」について回答します。現在、まちづくり協定地区が4地区あります。まちづくり協定が、実効力がある制度であることを示すという目的で、このような指標にしました。

指標「新築住宅における認定長期優良住宅の割合」について

は、民間住宅が建設された際に、長期優良住宅の認定を受けますが、市としては何もしていません。積極的な動きではなく、受動的なものですが、PRとして、市のホームページには記事を掲載して紹介しています。

マンション管理組合のネットワーク会議には、市内の472棟のマンションのうち、約20棟の管理組合が参加しています。これは、NPOに業務を委託していますが、徐々に参加人数が増えて、マンションの管理組合同士の交流が広がり、悩みなどを相談するなど情報交換の場につながっています。

(市側：青田部長) P.106の「13-2-1」の4つの指標について回答します。管路の更新率の現状値は上水道が「1.5%」、下水道が「0.2%」となっていますが、全国平均は上水道が0.77なので、2倍の更新率です。水道管の耐用年数を40年とすると、管路総延長距離が240キロメートルある中で老朽管が既に60キロメートルあり、毎年3.5キロメートルずつ耐用年数を上回るものが出てきます。現状維持するためには、毎年3.5～4.0キロメートルの更新をかけなければ追いつけない状況です。実際は、40年で水道管が駄目になるわけではないため、1.5倍の60年と見立てて計画を立てています。分かりやすく言えば、全国平均を上回る更新率となっています。将来的にも、これを維持できると思います。

下水道は、数値自体は、正直なところ、それほどよくありません。本市は昭和30年代に下水道を開始しており、かなり年数を経過しています。下水道普及率は、芦屋市は100%ですが、95%以上の団体で、既にかなり年数が経過しているところと比べても、「0.2%」はまだよいほうの数値です。ただし、数値そのものはよくないという認識をもっているため、少しでも向上したいと思っています。

指標として分かりやすくするために、全国平均や類似団体の平均を付け加えるなどの工夫をします。

(林 会長) 時間も押してきましたので、そろそろ次に移りたいと思いま

す。

次第3 議事(3)ウ その他について

(林 会長) その他について、事務局より説明をお願いします。

(事務局：稗田課長) 次回は、9月17日(木)午後7時から午後9時まで、南館4階第1委員会室で開催します。

議題は、1つは、後期基本計画に対するパブリックコメントを募集した内容です。3人から意見をいただいていますので、その内容をお示しし、それに対する市の考え方を説明します。

2つ目は、今までの審議会のご意見の内容に対して市がこの計画に反映させるか、またどのように取り扱うかなどをまとめたものをお示ししたいと考えています。全体を振り返りながら、再度、ご確認いただきたいと思います。本日の会議部分については、9月17日(木)までにすべてできるかどうかという部分がありますが、できる限り、出させていただきたいと考えています。

(林 会長) 指標は、もう少し整理して出すということによいですか。

(事務局：稗田課長) 指標は、現在全体を再点検しています。既にいただいたご意見も反映しながら、その指標がどのようなものであるかが見て分かりやすいよう、この計画に補足資料をつけることも1つの方法だと思ったことも含めて、一度ご覧いただき、ご意見をいただきたいと思っています。

4 閉会

(林 会長) 以上をもちまして平成27年度第4回総合計画審議会を閉会します。

以 上